

## 特定生産緑地の指定の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

位置	面積	備考	図面番号
堺区三宝町四丁266番1	1167m <sup>2</sup>	第10号生産緑地地区	1 / 10
堺区向陵西町三丁144番	393m <sup>2</sup>	第32号生産緑地地区	2 / 10
堺区向陵西町三丁147番2	138m <sup>2</sup>		2 / 10
北区金岡町1839番2	151m <sup>2</sup>	第210号生産緑地地区	3 / 10
北区金岡町1840番1	1035m <sup>2</sup>		3 / 10
中区八田寺町23番3の一部	743m <sup>2</sup>	第313号生産緑地地区	4 / 10
中区土塔町3294番	618m <sup>2</sup>	第358号生産緑地地区	5 / 10
東区日置荘原寺町457番1	776m <sup>2</sup>	第436号生産緑地地区	6 / 10
西区草部219番1	601m <sup>2</sup>	第479号生産緑地地区	7 / 10
西区草部945番2	1075m <sup>2</sup>	第486号生産緑地地区	8 / 10
中区深阪四丁2573番	627m <sup>2</sup>	第631号生産緑地地区	9 / 10
西区鳳南町五丁678番の一部	1138.5m <sup>2</sup>	第1024号生産緑地地区	10 / 10

※生産緑地の位置及び面積は買取り申出時のもの